

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	と畜営業の許可	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	(電話 621 - 5245)	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる申請者 徳島市と畜場内だと畜業を営もうとすると畜業者</li> <li>2 許可申請に必要な書類 と畜営業許可申請書 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款</li> <li>(2) 登記事項証明書</li> <li>(3) 事業実績書</li> <li>(4) 事業計画書</li> <li>(5) と畜場法に基づくとさつ解体料の額が分かる書類</li> </ol> </li> <li>3 許可基準 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款により役員が確認できること。</li> <li>(2) 登記事項証明書によりとさつ解体業務を目的とすることが確認できること。</li> <li>(3) 事業実績書, 事業計画書において継続的な経営の見込が確認できること。</li> <li>(4) とさつ解体料が県知事の認可を受けたものであること。</li> </ol> </li> </ol>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)